

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2595号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955
発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

道州制と町村の存亡

東京大学名誉教授 大森 彌

道州の形態、圏域、権能、税財政制度などが定かでないにもかかわらず、道州制下の基礎自治体が、どのような規模で、どのような事務権限を担うことになるのかといった議論が行われ始めていることに強く危機感を抱く。

第二八次地制調の専門小委員会(平成一七年六月二七日)では、現在の都道府県の事務のうち、特例市ないし中核市に移譲されている事務は、道州制の下では市町村が処理することと「とされてきたし、自民党道州制調査会「基礎的自治体に関する小委員会」平成一九年二月七日)でも、道州制下の基礎自治体は現在の中核市・特例市以上の行財政

基礎を有する存在になることを検討するとしている。こうした発想で基礎自治体を整備しようとするれば、全国を約三〇〇の市に切り直す(人口規模ではほぼ二〇万以上になる)ことになるであろう。

かりに全国を一律に二〇万以上の人口規模で統合・再編しようとするれば、現在、それ以下の六九一の市のほとんど一〇二二の町村のすべてを解消しなければならぬ。それには国は、自主合併の路線を放棄し、強制合併に踏み切らざるを得ないだろう。わが国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な基礎自治体が存在するほうが自然で、それを一律に人口規模で大きく直すのは

無理を超えて暴挙というものである。

岐阜県高山市のように大合併で人口が三万増えて九万六千人になったが、面積が東京都に匹敵する二一七七km²にもなった基礎自治体も生まれている。それを、まだ人口が二〇万に達しないから、もっと大きくりにせよ、というのであるうか。そんなことが不可能なことは、現在でも広大な面積の市町村が多い北海道を考えると明らかである。

このような道州制の導入が現実問題になれば、町村は、この日本から皆無になる。これは合併の是非どころの話ではなく存亡の危機である。自主合併で大都市自治体が増えるにしても、広域連合の活用や広域自治体としての道州の補完も十分考えられるにもかかわらず、人口規模で基礎自治体を一律に整備しようとすることは、認めがたい「政治的野望」といわざるをえない。



桜並木 (静岡県松崎町)

写真キャプション

静岡県松崎町は伊豆半島南西部、海に面した花とロマンの里。例年3月末に開花する1100本の桜は、4月初旬に見ごろを迎える。町一番の名所は、那賀川沿いの約5kmに及ぶ桜並木。満開のソメイヨシノに加え菜の花やユキヤナギが咲き競う河原に、日本の春景色を見る。

もくじ

活動	自民党道州制調査会小委員会で300自治体構想に反対を表明 = 全国町村会.....(2)
活動	道州制と町村に関する研究会を設置 = 全国町村会.....(6)
活動	日豪EPA交渉で要望 = 全国町村会.....(7)
情報	町村Navi.....(8)
随想	町の歴史と私.....山口県和木町長 古木 哲夫.....(10)
情報	政策レーダー.....(11)

国会
全町村会自民党道州制調査会小委員会
300自治体構想に反対を表明

3月19日の「道州と基礎的自治体に関する小委員会」で意見を述べる山本全岡町村会長



自民党の「道州制調査会」（委員長杉浦正健衆議院議員）は、3月15日に「道州と国の役割分担に関する小委員会」（委員長・遠藤武彦衆議院議員）をまた、19日に「道州と基礎的自治体に関する小委員会」（委員長・中川義雄参議院議員）を開催した。本会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）（19日）と山中昭栄事務総長（15日）がそれぞれ出席し意見を述べた。

山本会長は、道州制を実施する前に、「まずは国の改革が必要だ」と述べ、国の改革実行を前提に据えた論議の必要性を主張した。また、基礎自治体の規模についても、「単純な算術計算ではなく地形等を考慮した上で考えるべき」と述べた。

また、3月上旬に「道州と国の役割分担に関する小委員会」の遠藤武彦委員長が示した「メモ」にある300自治体構想については、「これ以上の合併は強制以外にない」とし、実現は困難だとする考えを明らかにした。この点について、15日の「道州と国との役割分担に関する小委員会」で山中事務総長は、「プロセスが全く不明であり、全面的に賛同できない」と反対する意思を表明した。

自民党の道州制調査会は、本年の2月から、5つの小委員会を設け道州の導入に向けた議論を活発化させており、5月までに素案を作成し今夏の参議院選挙に向け党の方針をまとめることとしている。設置されている5つの小委員会は次の通り。

道州制推進小委員会委員長…額賀福志郎衆議院議員、道州と国との役割分担に関する小委員会（委員長…遠藤武彦衆議院議員）、道州の組織・権限に関する小委員会（委員長…大島理森衆議院議員）、道州と基礎的自治体（委員長…中川義雄参議院議員）、道州と税財源制度に関する小委員会（委員長…大野功統衆議院議員）

活 動

道州と基礎的自治体に関する小委員会(3月19日)

3月19日に開かれた「道州と基礎的自治体に関する小委員会」は、「市町村の現状を踏まえた基礎的自治体の将来像について」と題し、

本会の山本会長と全国市長会副会長の河内山哲朗山口県柳井市長を「講師」として招き、それぞれの見解を聴取する形で進められた。山本会長の発言概要は次の通り。

〔山本会長発言要旨〕

全国町村会ではまだ、正式に道州制の議論をしていない。そこで、第28次地方制度調査会の時の議論を振り返りながら話をしたい。

最初に道州制を実施するなら、

道州と国の役割分担に関する小委員会(3月15日)

まず国の改革をすることだ。国の改革をやり国の事務が専管事務だけになれば、職員も3分の1位で済むのではないか。

国の権限を道州に移していくことが道州制だと思っているので、今のままで道州制をやっても意味はない。市町村より先に国をどう改革するのか示してほしい。

今は、県と国の二重行政になっているが、道州制が導入されるのは、市町村と県との関係がなくなるときである。言い換えると、市町村が直接事務をやるようになるれば道州制が議論できる。

国の地方支分部局については、

国がどうしてもやるもの以外は全部地方に移すことが必要だ。九州を例にあげると、国の各支分部局は1つしかない。この権限をそのまま各県に移すわけにはいかない

ので、県の統廃合が必要になる。すると問題は市町村になる。自立する基礎自治体は自然にできるわけではない。道州制の真価を発揮するための基礎自治体は、10万人や20万人の規模では難しいと思う。

しかし、山国である日本では、地形の問題を考慮した基礎自治体のあり方を考慮しなければならぬ。

単純な算術計算ではなく、本当に住民のためになるのかということとを考えなければならない。それ

が、基礎自治体を考える第一歩になる。

自治体を300にするという話があるが、これ以上の合併は強制ではない。今までは真剣な議論もしたがご馳走があった。これからはご馳走をぶら下げるわけにはいかないだろう。合併できるところは合併をした。残っているところは、合併が難しいところであり、簡単にはいかないだろう。

合併が住民の皆さんにとって良い結果になれば良いが、悪い結果が出た場合非難されるのは誰か、ということになる。住民の皆さんが納得するような合併があるのだろうかという気がする。

担い手になるのか。▽小規模と言えども全ての町村は基礎自治体に位置づけられるべき。▽道州制の問題を考える際には、例えば東京一極は正の問題や地域間格差の解消をどう図っていくかという観点から、道州そのものの制度設計すべき。

また、3月15日に開かれた「道州と国の役割分担に関する小委員会」では、委員会に先立ち「委員長メモ」(別掲)として提示された

内容に関し、関係団体から提出のあった意見について、主要な項目を関係団体からヒアリングするという形式で進められた。

この委員長メモには、全国の自治体を「300に改変」としてあり、この点について山中事務総長は次のとおり反論した。

▽道州制の問題は将来の町村に非常に大きな影響を及ぼす。▽町村会もこれから本格的に議論をしていく。▽我が国の国土を考えると多様な基礎自治体が存在するほうが自然。

▽地域ごとの歴史や文化、地形、面積を無視して人口や面積だけで数合わせの自治体を300作ることは、ある意味では中身の無い自治体をつくるものであり、分権の

▽そういう観点から、300自治体にするというのは、そのプロセスが全く不明であり、この考え方には全面的に賛同しかねる。

▽多様な自治体が共存しあえるような地方自治制度であるべき。

▽なぜ、政令指定都市のような案件の自治体でなければいけないのか、あるいは例示されている事務を見て、すでに市町村の事務として位置づけられているものばかりであり、それをなぜ、300の自治体に改変しなければならないのか、この執行事務の内容からは説明できない。

▽「地元意識」「地域利己主義」という考えもあるのかも知れないが、こういう話を制度面からみて議論するというのはいかかなものかと思う。

活 動

全国町村会 委員長メモへの見解・意見

(囲みは「委員長メモ」の内容)

前文(略)

道州制の導入が、国の役割、国の統治機構(国のかたち)を根本から変えるという趣旨であるならば、まず、想定される道州制が、どのような形態・区域・権能・税財政になるのか、せめてアウトライン程度のものが示されないと検討のしようがない。

「基礎的自治体」についての考え方の基本は以下のとおりとすべきである。

・わが国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な基礎自治体が存在するほうが自然である。

・地域ごとの歴史や文化や地形や面積等を無視して、全国一律に人口だけで集約して数あわせの自治体をつくるという発想は、経済効率・規模の拡大にのみ視点を置いたものであり、政治的・行政的空洞化を招きかねず、いわば中身の無い空虚な基礎自治体をつくるだけで、分権の担い手となるとは到底思えない。

・住民生活にとって、必要不可欠な公共サービスは、最も住民に身近な自治体で実施すべきであり、これは自治体の規模の大小、財政の裕・不裕を問わず、自治体共通の責務である。その意味から「小規模」といえども、すべての市町村は基礎自治体として位置づけられるべきであり、多様な自治体が共存しあえる地

方自治制度であるべきである。

「とにかく規模を大きくする。そうすれば、権限移譲の受け皿づくりが出来、権限移譲が進むし、高度の行政ニーズにも対応できるようになる。だから合併だ。だから道州制だ。」という議論はすべきでない。

道州制の問題を考えるに際しては、東京一極集中の是正や地域間格差の解消をどう図っていくかという視点も不可欠であり、これらが欠落した制度論は空疎である。

第28次の地方制度調査会の答申での道州制は、道州は広域自治体(国の総合出先機関にはしない)で、道州と基礎自治体の二層制とし、道州の長と議会議員は直接公選にし、国の地方支分部局がもっている事務権限の相当部分を移管するというものである。これを念頭に置いて、以下お答えとする。

1、国の執行する補助金・交付金を伴う事業・施策は、これを全て道州の所管・執行事項とする。国の負担金は、これを全て見直し、可能な限り道州及び基礎的自治体に移管する。

基本的には、国庫補助負担金を廃止し、一般財源化することは望ましくないと考える。

国庫補助負担金の廃止は、一大行政改革であり、霞ヶ関の多くの省庁

の課室を廃止することを意味する。

これまでもことあることに政治的リーダーシップがいわれてきた。本当にそれで補助金等の廃止・移管が可能になるのか。

2、前項1、により国の機関である地方支分部局は道州の機関とし、従事する公務員は道州所属の公務員とする。公務員には定数を設ける。

地方支分部局は、道州の機関として残すべきではなく、廃止すべきものである。(検察、刑務所、矯正施設、国税局などは除く)

道州が、どういう組織で、何人、新たな仕事を実施するかは道州の責任とすべきである。

何らかの国の関与で定数を設けるというのなら国の統制を残し、地方分権の原則に反するのではないか。ここでは、道州を国の機関とする認識の残滓が感じられる。

3、県はこれを廃止する。県職員は道州の機関及び基礎的自治体の職員とする。

これまでの都道府県のもと、住民の一体感、広域的な機能からみて、支所役割を有する出先機関として存置することについての検討が必要。

大きな面積と人口を擁する道州の住民自治をどう確保するかについての検討も不可欠である。

都道府県職員が「道州の機関」の職員になるのではなく、「道州の職員」になるのではないか。「基礎的自治体」の職員になるかどうかは、道州と「基礎的自治体」の関係によって決めるべきものである。

4、全国1804自治体を人口、面積及び財政規模を勘案し、或いはこれらの要素に関係なく、政令都市・中核都市の別なく300の基礎的自治体に改変する。

基礎的自治体には、現行の政令都市に匹敵する税財源及び権限を移行する。例えば、福祉(生活保護・老人福祉、児童福祉)、保健予防衛生、地域医療、生活ゴミ、消防、小・中学校、高等学校、上下水及び施設、住宅、公園緑地、公害、戸籍・住民基本台帳など。
*県・市町村を廃止するのは、いわゆる「地元意識」地域利己主義を払拭するためのものである。

全国を一律に人口規模でひとくくりし、プロセスが全く不明のまま「基礎的自治体」に改変するなどは、これは暴挙に近く、この項の考え方は全面的に賛同しかねる。

わが国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な基礎自治体が存在するほうが自然である。300が「基礎的自治体」として適正規模であるとする論拠が示されていないし、メモのような画一的な自治組織は住民の生活実態から遊離したものである。また、どうして「基礎的自

活 動



「自治体」の規模・権能が「政令都市に匹敵する」ものでなければならぬのか、理解に苦しむ。

地域ごとの歴史や文化や地形や面積等を無視して、全国一律に人口だけで集約して数あわせの自治体をつくるといふ発想は、経済効率・規模の拡大にのみ視点を置いたものであり、政治的・行政的空洞化を招きかねず、いわば中身の無い空虚な基礎自治体をつくるだけで、ここで述べられている分権の担い手となると到底思えない。

住民生活にとって、必要不可欠な公共サービスは、最も住民に身近な自治体で実施すべきであり、これは自治体の規模の大小、財政の裕・不裕を問わず、自治体共通の責務である。その意味から「小規模」といえ

ども、すべての市町村は基礎自治体として位置づけられるべきであり、多様な自治体が共存しあえる地方自治制度であるべきである。

これ以上合併を強行すべきではない。とにかく規模を大きくする。そうすれば、権限移譲の受け皿づくりが出来、権限移譲が進むし、高度の行政ニーズにも対応できるようになる。だから合併だ、道州制だ。という集権的で統制的な発想に基づく議論はすべきでない。むしろ農山漁村が減らしたら都市も減る。都市と農山漁村の共生と対流こそが、そして水や空気を供給し、美しい日本を形づくっている農山村地域の価値を再認識し、それを大事にしていくことこそを国民的合意にすべきである。

「基礎的自治体」の事務を例示しているが、既に市町村の事務として位置づけられているものはかりで、なぜ「基礎的自治体」に改変しなければならぬのか、執行事務の内容からは説明できないのではないのか。

「地元意識」や「地域利己主義」など次元の低い話を唐突に持ち出して、制度論に絡めて議論しようというのは不適切である。愛国心につながる郷土愛を否定することこそ議論は不適当。

5、国幹道・鉄道等、州を超えるものは、州同士で組織する「州際協議会(仮称)」または政府内に置く総合行政庁(仮称)において調整する。

総合行政庁は何を調整するのか不明であるが、国と道州が協議する仕組みも構築すべきである。

6、国は、憲法、皇室、外交・通商、防衛・安全保障、金融システム(通貨の発行)、国の予算・決算、治安維持(日本型FBI)、高度基礎研究、全国統計調査、大規模災害・大震災等の救援支援、税の賦課と徴収、関税、出入国管理、外国人就労者、空港と港湾の一部、年金・医療保険・失業保険、全国的疫病対策などを所管する。

おおむね、国の主たる所管事務はこついつものになると考える。しかし、事務の振り分けについては、詳細の検討が必要であり、ア・プリアリに決められるものではない。

たとえば、「治安」は国が専管的に行うべきものとは限らない。地域の安全確保はいわゆる自治体警察で可能。国防も、民間防衛、国民保護法制に於ける自治体の役割、外交も自治体外交などがありうるのだから。

7、内閣府に総合行政庁(仮称)を設置する。金融・証券監視委員会、経済諮問委員会、国民教育委員会、エネルギー管理委員会(原子力・石油・ガス)、電気事業委員会、放送通信委員会、特許庁などの調整機関とする。人事院、公正取引委員会、会見検査院は独立した機関とする。

羅列されている行政委員会的な機関と各省庁との関係が不明であるが、自治体の行政に直接影響しない国の行政組織のあり方は、国で考えてしかなるべきである。

8、検察・刑務所、矯正施設などは国の所管とする。

これらに加えて、国税局も国の機関として置くべきである。

9、民生の全てを原則として道州と基礎的自治体に移管する。

民生の概念が不明であるが、一律に「民生」事務を自治体の事務にすることが適当かどうかは、にわかに判断しかねる。国は、国民的立場から、所得再分配にかかわる事務に、基準等を示し、勧告をすることが必要な場合もあるのではないかと。

例えば、生活保護制度は「憲法第25条」に基づき、国の責任において較差なく統一的な措置が講じられるべきものであり、その事務は、国が本来果たすべき役割であると考えらる。

10、国道の維持管理は全て道州で行う。(細部検討)

道路のみならず河川、港湾等の公共事業に係る事務権限・財源を道州に移管することが最も重要になる。(細部検討)とあるが、公共事業の分権化についてこのような腰の引けた

活 動

姿勢では道州制の導入はおぼつかない。

11、道州制はビジョン策定に3年間、移行に5年間を別途とする。

現行の都道府県とその協力では、どうしてもできない、あるいは、どういふ広域行政のニーズがあり、しかも、それには新たなより広域の単

位に「政府」を設定するなどの理由は何が、もっと国民を説得できる材料・情報を提供し、議論を巻き起こすべきである。残念ながら、国民の間に、何ら一体感を持ってない道州を導入すべきといった機運がまだあるように思えない。

【参考】
(1) 国会議員の定数は、衆議院は

◆ 全国町村会 ◆
道州制と町村に関する研究会を設置

全国町村会（会長山本文男福岡県添田町長）は、3月23日の常任理事会において、「道州制と町村に関する研究会」の設置を決定した。

道州制をめぐるのは、昨今政府や政党、地方団体や経済団体など各界で議論が活発化してきている。また、本年4月には、地方分権改革推進委員会を中心に、「第二期地方分権改革」に向けた3年間の議論が始まる。この分権改革の議論の後には、道州制の導入に向けた検討が本格化するとも考えられる。道州制の導入は、道州と市町村の関係や、都道府県からの事務・権限の移譲への対応など、町村に

大きな影響を及ぼす問題。

このため、「第二期地方分権改革」の議論をにらみながら、これと併行し町村サイドから「道州制」をめぐる諸問題について、議論・検討を重ね一定の方向性を見出していくため本研究会を設置するもの。今後、研究会での議論を本会の各機関等の議論に資することを目的としている。研究会は、大森彌東京大名誉教授、金澤史男横浜国立大教授、フリージャーナリストの本克夫氏ら学識経験者等で構成されるが、協議の進捗や今後の道州制論議に対応するためメンバーを拡大することも検討している。

300程度の小選挙区（基礎的自治体を1小選挙区として1人区）とし、参議院は州単位で選出し、1州につき各10名程度とする。

国会は、憲法、全国民対象の法案の審議を行う。例えば、外交・国際関係政策、通商政策、防衛・安全保障政策、地球環境・全国規模環境政策、課税基準・手数料・保険料などの全国共通基準、国家予算・決算の承認、義務教育に関する基本法、放送・通信・電波基本法、エネルギー政策等など。

国会議員の数を「基礎的自治体の数に合わせる合理的根拠如何。但し、衆議院議員の数を相当程度減らすことは必要。また、参議院を自治体代表者の集まりにするのは検討に値する案であると考え。いずれにしても、スリムな国家は、国会議員の定数の見直しから始まるものと考え。

【参考】
(2) 州議会は1州100名以内とする。

道州の規模の違いを考慮することなく、一律に100名以内とするところが妥当かどうか慎重に検討すべきである。道州の議会議員定数を法律で縛るのはいかがか。自治体の裁量問題ではないか。

(3) 基礎的自治体の議員は全て50名以内とする。

なぜ50名以内なのか根拠がわからない。議会が合議体として機能すればよいのであれば、上限50名は多すぎるともいえる。

「基礎的自治体」の議会議員定数を法律で縛るのはいかがか。自治体の裁量問題ではないか。

【参考】
(4) 州知事及び首長の任期は全て2期8年とする。

首長の任期のみ2期8年に限る理由はなにか。いま、地方議会の政策立案機能の強化が進みつつある中で、いわゆる首長のみの多選禁止に乗り出すのはいかがなものか。もし公選職の任期を議論するならば、国会議員を含め、地方議会議員の任期についても検討されてしかるべきである。

【参考】
(5) 州都は中都市に置く。（例：カリフォルニア州の州都はサクラメント市）

州都を置くことされる「中都市」と「基礎的自治体」との関連は。「基礎的自治体」に大・中・小都市があるということか。そもそもどこに州都を定めるかは、都道府県間の協議に委ねられるべきである。

【参考】

活 動

日豪EPA交渉で要望
全国町村会

重要品目を関税撤廃対象外に

全国町村会は、3月23日に開催された常任理事会で、「日豪EPA交渉に関する要望」を決定した。
会議終了後、山本文男会長（福岡県添田町長）と菅野典雄常任理事（福島県飯舘村長）が、山本幸三経済産業副大臣、農林水産省の村上秀徳農林水産審議官、さらに関係国会議員等に対し要請活動を行った。



山本経済産業副大臣（左）と山本全国町村会長（中央）、菅野常任理事（右）。



村上農林水産審議官（左）と山本全国町村会長（中央）、菅野常任理事（右）。

日豪EPA交渉に関する要望

わが国の農業・農山村は、過疎化・高齢化が進行する中で、その体質強化に取り組みながら、良質で安全・安心な食料の安定的な供給をはじめ、国土や環境の保全、美しい景観の形成など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしてきました。

一方、経済のグローバル化が進展する中で、わが国は多角的な自由貿易体制を確立するためのWTO交渉に積極的に取り組むとともに、これを補完するものとして、各国との間でEPA（経済連携協定）交渉を推進しています。

こうした中で、昨年12月、日本とオーストラリアとの両国首脳会談において日豪EPA交渉の開始が正式に合意され、本年4月にはその第1回会合が開催されることになりました。

仮に、この交渉において、わが国農業の重要品目であり、豪州が

らの輸入が多い米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの関税が撤廃されれば、農業の衰退による食料自給率の低下はもとより、食料品製造業などの関連産業、さらには地域経済及び雇用にも甚大な打撃を与えることは必至であります。

特に、農山村地域においては、農業及び関連産業の地域経済に占めるウエイトが大きいため、農業の衰退が地域社会の崩壊に繋がりがねません。また、農林地の管理放棄は、美しい農山村の景観や自然環境の保全、美味しい水や空気の供給、国土保全や防災上からも大きなダメージを与えます。

このことは、都市部にとっても決して無縁のことではないはずですので。

このため、国においては、日豪EPA交渉にあたり、農業や地域経済社会に影響が及び、農業・農山村の有する多面的機能が損なわれることがないよう、下記事項について強く要望します。

記

日豪EPA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などのわが国農業の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

NaviNaviNaviNavi 町村 NaviNaviNaviNavi

北海道 北海深町 相談

メールで健康・栄養
町は3月から、Eメールによる健康・栄養相談を始めた。町ではこれまで健康・栄養相談は対面式で実施していたが、より気軽に相談してもらうため、メールでも受け付けることにした。対象となるのは、高血圧症や糖尿病など生活習慣病予防メタボリックシンドローム対策心の悩みも含む健康管理 食生活 などの相談。町住民生活課保健福祉グループの保健師と栄養士の計5名が対応にあたるが、必要に応じて相談者と直接対面するなどの対応もとることにしている。

北海道 北中村 医療費無料化拡大など 子育て支援に重点

医療費無料化拡大など
村は2007年度から、医療費無料化の対象を現行の小学校入学前から中学校3年生までに拡大するなど子育て支援を充実させる。村によると医療費無料化の対象を中学生まで拡大するのは道内でも珍しいという。07年度の重点施策として掲げた「子育て支援・少子化対策」の一環。このほか、保育料の軽減、無料化も実施する。これまでに保育所に2人以上の児童が同時に入所した場合のみの保育料減額を、新年度からは2人目の子どもが入所した場合に半額

鳥島村 島館 「早ね・早おき・朝ごはん」を宣言

3人目は無料とする。
村が3月議会に提案した「早ね・早おき・朝ごはん運動推進の村」宣言が可決された。同宣言は、夜更かして朝食を食べずに登校する児童・生徒が増えていることから、「早寝・早起き」の基本的な生活習慣を身に付けてもらうのが目的。宣言文は、「早ね・早おき運動を全世界で進める」「朝ごはんをしっかりと食べさせて、子どもの健康を守る」「食をとおして家族の和、地域の和を広める」ことを謳った。今後同宣言に基づき、学校給食に地元食材や郷土食の導入を進めるほか、家庭での早寝・早起きや朝食をとることなどを励行する。

東京都 東原村 男女の出逢いの場を 提供

男女の出逢いの場を
村はこのほど、村内の单身男性と村内外の单身女性の出逢いの場を提供する「素敵な出逢いinn日帰りフジの森」を開催した。「素敵な出逢い」事業は、少子・高齢化を打開するために单身男女の出逢いの場を提供して村の活性化を図る目的で始められたもの。村がNPO法人に委

鳥島町 島田 「お父さん手帳」を配布

託して実施しているもので、今年度はすでに1泊2日の日程で3回実施しているが、泊まりの参加に抵抗がある女性からの要望を受け、今回は日帰りでの実施となった。当日は、男女各9名が参加して、焚き火を囲んで自己紹介したり、手づくりの窯で焼いたピザを食べるなどの時間を過ごした。町は、父親の育児参加を促すため、妊娠から出産、3歳までの子育て情報を掲載した「お父さん手帳」の配布を始めた。母子健康手帳の発行時に希望者に配布する。

鳥島町 徳神 教育大学と連携協定

町は、鳴門教育大学（高橋啓

鳥島町 賀山 医療費助成を小学生まで 拡大

学長）と四国遍路を軸に福祉や産業などの分野で相互協力する協定を結んだ。地域社会の発展と人材育成が目的。協定項目は、地域福祉向上産業振興 教育・文化スポーツの振興・発展 人材育成まちづくり などの5分野。当面は、町が実行委員会を務める「空海の道ウォーク」に、大学側がスタッフとして参加することとなっている。町教育委員会は連携協定について、「町づくり、活性化に光をあてるもの」と期待している。

鳥島町 徳神 医療費助成を小学生まで 拡大

町は2007年度から、乳幼児医療費助成制度の対象を拡大する。小学校6年生までの入院医療費や6歳未満の一般医療費を全額助成する。少子化対策の一環で、子育て家庭への経済的支援を充実させるのが目的。これまで町は、県の乳幼児医療費助成に加えて3歳以上就学前の幼児の入院費を助成してきたが、新年度からは通院も含む一般医療費も対象にすることにした。所得制限は設けない。町では、助成制度の対象拡大によって、「人口減少に歯止めがかかれば」（健康増進係）と話している。

情 報

平成19年度あしたのまち・くらしづくり活動賞募集
地域活性化などに取り組む住民集団の多数応募を

同賞は個性豊かで、活力のある「コミュニティ（地域社会）づくり・くらしづくり・ひとづくり活動」に取り組んでいる、「住民集団」「企業」の優れた活動を全国から募集し、顕彰するとともに、地域づくり活動等の普及、促進を目指しています。

応募対象となる活動内容

食育、子育て支援、地域文化の振興、資源リサイクルや地域環境保全、生活環境の改善、高齢化問題・福祉問題の取り組み、青少年の健全育成、外国人との共生活動など、住み良い地域づくりにふさわしい活動。

応募対象となる活動部門

地域活動分野の「食育推進活動」、「子育て支援活動」、「まち・くらしづくり活動」の三部門と企業の地域社会貢献活動部門の四部門です。

応募方法

所定の応募用紙と活動記録を四千字程度にまとめ、(財)あしたの日本を創る協会または都道府県新生活運動等協議会へお送りください。応募締め切りは六月六日(水)

です。

賞

内閣総理大臣賞、内閣官房長官賞等。

主催

(財)あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、NHK。

後援(申請中)

全国町村会、全国知事会、全国市長会、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本商工会議所、全国商工会連合会、(社)日本青年会議所、(財)長寿社会開発センター、(財)こども未来財団、(財)日本宝くじ協会。

なお、問い合わせ先は、

〒100-0011 千代田区日比谷公園 一三

市政会館内 (財)あしたの日本を創る協会「あしたのまち・くらしづくり活動賞」係へ

TEL 03-3550-8001

FAX 03-3501-8004

URL <http://www.ashta.or.jp/>
E-mail ashta@netjoy.ne.jp

政府インターネットテレビ
「31ch ニッポンの元気 地域の取り組み」
作品募集について

地域の元気・地域の取り組みに関するビデオ作品を募集しています。

『政府インターネットテレビ (http://nettv.gov-online.go.jp/)』

は、総理大臣のメッセージや内閣の動き、政府の重要政策への取り組みなどを、インターネット上で動画により国民に直接分かりやすく伝えるため、平成17年11月に開局し、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室が共同で運営している政府の公式サイトです。

とされています。このため、第3回目作品募集を開始しました。各地方公共団体からの多数の応募を期待しています。

応募要領の概要は以下のとおりです。【詳細は、政府広報オンライン (http://www.gov-online.go.jp/) を御参照ください。】

応募機関

都道府県・市区町村、政府関係機関(地方支分部局、特殊法人・独立行政法人等)

(注)公益法人、NPO法人、大学等が制作した作品の応募も可。

応募作品 前記趣旨に沿った作品で、原則5〜10分間程度

応募期限 4月30日(原則) 応募作品の掲載

地域・分野・時期等を助案の上、順次掲載。

問い合わせ先 内閣府大臣官房政府広報室インターネット担当

電話 03-3581-7026 (直通)

これまで2回にわたり募集を行い、約60作品を紹介してきましたが、今後も継続して掲載すること

この政府インターネットテレビでは、政府の取り組みのほか、「ニッポンの元気」と称する専用チャンネル(31ch)を設け、各地方公共団体等からの応募・提供により、地域の知恵や工夫にあふれた地域活性化や魅力ある地域づくり等の取組や話題に関するビデオ作品を掲載・紹介しています。

随 想

町の歴史と私

随 想



山口県和木町長

古木 哲夫

和木町は、山口県の東部に位置し、瀬戸内海に面した、面積10・56km²で山口県では面積が一番小さい町であり、人口も6、600人余りの町であります。

その昔は、半農半漁の田舎でありましたが、田舎であるがゆえに、自然環境には恵まれており、特に一級河川「小瀬川」の豊富な水の恵みにより、まず製紙会社が正時代に立地し、続いて大手の石油精製会社が、沿岸部を埋め立てて昭和の初期に進出。また、同じ時期に陸軍燃料廠も国家プロジェクトして建設され、田舎であっても活気のある田舎でありました。しかし、終戦前の昭和20年5月10日、この日は静かな田舎が一変する日でありました。米軍による陸軍燃料廠と石油精製会社への空爆であります。その結果、多くの犠牲者が出る中、陸軍燃料廠と石油精製会社は壊滅状態となり、破壊されました。この出来事は、私がこ

の世に生を受けて6ヶ月後の出来事でありました。

戦後は、まず石油精製会社が復興し、その後陸軍燃料廠の跡地に、大手の石油化学会社が進出し、高度経済成長時代の幕開けを象徴する、日本で最初の石油コンビナートが誕生したので、多くの労働者も各地から集まり、地域全体が活気に満ちてまいりました。

こうしたことからも私も、昭和41年に地元の役場に就職したのであります。小さな町に大手企業が三社も立地ということで、昭和40年代の町の財政は豊富で、一時期は財政力指数が400%を越える年次もありました。この恵まれた財政を糧にして、昭和41年には、村が都市計画事業であります公共下水道事業に着手したのであります。その後昭和48年に町制を施行致しましたが、僅か10年余りで町域の60%が完成し、昭和56年には、全域の公共下水道が完成

致しました。今思えば、昭和の40年代から50年代の半ば迄のこの時代は、公共下水道事業以外にも大規模な公営住宅団地の建設や、庁舎の建設・幼児プールや学校給食センターの建設、町立保育所の設置、そして28haの都市公園の建設に着手するなど、公共事業のラッシュ時代の幕開けでありました。

そしてこの勢いは、平成の5年まで続き、町内には体育センターをスタートにして、斎場・図書館を備えた複合コミュニケーションセンターや河川プールの建設・各地区への集会所の建設・文化会館の建設・保健相談センターの建設・都市公園の開園・更には130区画の団地開発等、町内に鎚の音が絶えない、活気に満ちた町づくりが進められたのであります。

平成5年10月、私は48歳で和木町の助役に就任したのであります。この頃から日本全体が右肩上がりの景気が一変して、バブルの崩壊という、暗くて長い私たちの経済社会へと突入して行くのであります。田舎ではその大変化の響きが届くのが遅く、地域開発事業としてゴルフ場の建設に町を上げて取り組み、平成7年に完成を見たのであります。その他にも、町の振興策として、再度130区画の団地の開発や、特別養護老人ホームの誘致、そして福祉会館の建設や町営住宅の建て替え、電波銀座ではありませんがケーブルテレビ

び設備の敷設など、財政調整基金を取り崩しながら、厳しい冬の地方行政時代にあっても、町民へ光を与える行政施策を進めてまいりました。

そして平成13年9月、私は多くの皆様からのご支持を戴き、56歳で町長に就任いたしました。就任と同時にこの時期は、平成の大合併の渦中でありましたので、毎日合併議論でありました。そうした中、町制30周年を迎え、その記念事業として、文化の町・和木町にふさわしい美術館を記念事業として建設いたしました。そして二期目の現在では、かねてより協議を進めていたJR新駅の設置について、お隣の岩国市と共同事業として取り組み、JR西日本(株)との協議も整い、平成20年3月開業目指して事業を進めている所です。更に平成20・21年には、和木中学校の校舎を建て替える事業も進めております。

このように、職務を通して私が進んできた道を、今回は町のハード・ソフト事業のうち、ハードの事業を中心とした、町の歴史と重ね合わせで見ますと、町は、地域は、社会は、そこに住んでいる人々の意思を表す鏡であり、地方自治の大切さを思えば思う程、そこには明るい未来が努力に比例して、必ず開かれて来ることを確信している今日この頃であります。

情 報

政策リーダー

政策

政策リーダー

療養病床アンケート調査結果とまる 厚生労働省

厚生労働省は3月7日、「療養病床アンケート調査」結果を取りまとめた。

調査は、今後本格化する療養病床の再編成に向け、各都道府県において地域特性に応じた対応方針を確立し、計画的な療養病床の転換を図るための基礎資料とするほか、療養病床入院患者のサービスニーズや療養病床を有する医療機関の意向等を把握することなどを目的としている。

国は5年後の平成23年度末までに介護保険適用の療養病床13万床を全廃し、医療保険適用の療養病床も25万床から15万床に減らす方針で、昨年10月、医療保険適用と介護保険適用の療養病床がある6、362の医療機関を対象に調査を実施して、930の医療機関から回答を得た。

療養病床全体の転換意向は、「医療療養病床」49.6%、次いで「未定」30.0%、「介護老人保健施設」8.5%、「一般病床」5.2%、「介護療養病床」3.9%となっており、5割以上が療養病床のままで残りたいとしている。

これを医療療養病床に限ってみると、「医療療養病床」63.2%、「未定」26.4%、「一般病床」5.9%、「介護老人保健施設」2.3%などとなっている。

また、介護療養病床に限ってみると、「未定」36.8%、「医療療養病床」23.4%、「介護老人保健施設」20.4%、「介護療養病床」10.9%となっている。

平成18年度特別交付税交付額決定 総務省

総務省は3月20日、3月分の特別交付税6、931億円（うち、道府県分726億円、大都市分156億円、都市分4、434億円、町村分1、615億円）を決定し、閣議報告した。これにより、12月分とあわせて平成18年度特別交付税交付額は9、545億円（対前年度比5.9%、595億円減）となった。

内訳を見ると、道府県分は1、249億円（同12.3%、175億円減）、市町村分は8、296億同4.8%、420億円減）となっている。

市町村分の内訳では、大都市207億円（同12.2%、29億円減）、都市5、895億円（同5.0%、311億円減）、町村2、194億円（同3.5%、80億円減）となっている。

主な特色として、市町村合併に係る財政需要として1、491億円（同487億円減）、台風・豪雨等の現年災害に係る財政需要として245億円（同22億円増）、除排雪経費に係る財政需要として161億円（同447億円減）、その他、環境

保全対策、都市対策・地域経済振興対策、過疎対策、公営企業健全化対策等のための特別の財政需要を算定している。

地産地消に関する意識・意向調査とまる 農水省

農水省はこのほど、昨年末に実施した「地産地消に関する意識・意向調査」の結果を取りまとめ公表した。調査は、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」に対する意識や意向について把握するため、農業者2、500名及び消費者1、500名のモニターを対象に実施。

地産地消については、日常生活（食材の買い物や食事）では、共に9割が意識している。その利点として、消費者は新鮮で、安全で、美味しく安い食材が買える、生産者が身近に感じられることに魅力を感じており、農業者は不揃い品や規格外品も販売可能となる、生産意欲が高まる、収入の増加や地域の食文化の継承につながるといった点に利点を感じている。効果については、農業者の8割、消費者の9割が食や農に関する消費者の理解と関心が高まる、地域全体の活性化につながると期待しているほか、消費者は輸送距離が短くなり環境負荷の低減につながる、地域の農地や環境が守られるとの回答が多い。

また、地産地消を促進するために必要な情報については、地産地消の意義や効果、誰がどこで作ったか、どのように栽培されたか、地元の農産物が購入できる場所等が高い。

総じて消費者は農業者が思っている以上に「地産地消」に対し魅力を感じ高く評価している。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら

- 通常に新規でご加入するよりも**40%**(保険料)^{*}割引
(※町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合。車両保険は9等級からスタートします。)
- 5%**割引



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

車名	トヨタ エスティマ	補償範囲	免責金額なし	免責金額 5 万円
型式	ACR50W(車両クラス3)	オールリスクタイプ	57,770円	48,260円
初度登録	平成18年8月(新車割引あり)	(通常に新規で加入する場合)	96,280円	80,440円
年齢条件	30歳以上(家族限定)	エコノミー+A特約	28,180円	23,540円
共済(保険)金額	300万円	(通常に新規で加入する場合)	46,970円	39,240円
		A特約のみ	—	13,040円
		(通常に新規で加入する場合)	—	28,250円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のもので、保険料は平成18年8月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230